

特定非営利活動法人
いしのまきNPOセンター

定 款

**特定非営利活動法人
いしのまきNPOセンター
定 款**

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人いしのまきNPOセンター（以下センターと言う）と称し、英文名はIshinomaki NPO Centerとする。

(事務所)

第2条 センターは、宮城県石巻市内に事務所を置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 センターは石巻圏における、民間非営利組織（以下NPOという）活動の発展を目指し、地域における民間支援組織として、幅広く地域や分野を越えたNPOの活動基盤強化を図り、企業や行政とのパートナーシップの形成を促進し、もって市民社会の発展と地域の活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、主として特定非営利活動を行う団体等の運営または活動に関する連絡、助言または支援に関する活動を行う。

(事業)

第5条 センターは、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に関わる事業を行う。

- ① NPOの活動等に関する情報の収集と提供、情報発信に係る情報サポート事業。
- ② NPOの活動に関する相談、活動促進のための調整及び交渉等に係るコンサルティング事業。
- ③ NPOの財務管理及び組織管理等の運営に関する相談及び助言に係るマネジメントサポート事業。
- ④ NPO相互間及び公共部門または営利部門との交流連携の促進及び支援に係るネットワーキングサポート事業。
- ⑤ NPOとその活動に関する調査研究及び政策提言に係る事業。
- ⑥ その他、第3条の目的を達成するために必要な事業。

第3章 会員

(種別)

第6条 センターの会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下法という）に定める社員とする。

- ① 正会員 このセンターの目的に賛同して入会した個人または団体。
- ② 賛助会員 このセンターの目的に賛同して入会した個人または団体であつて、正会員以外の者。

(入会)

第7条 センターの会員になろうとする者は、センターの活動目的に賛同する者でなければならない。

- 2 会員として入会しようとする者は、別に定める入会申し込み書を代表理事に提出し、理事会の承認を得なければならない。理事会は、入会を拒否する正当な理由がない限り入会を承認するものとする。
- 3 理事会は、前項の者の入会を認めないときは、その理由を付記して本人に通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(資格喪失)

第9条 会員が次の各号の事由により、会員資格を喪失する。

- ① 1年以上会費を滞納し理事会において支払い意思がないと認定したもの。
- ② 本人が死亡または失踪宣言を受けたとき。
- ③ 当該団体が消滅したとき。
- ④ 除名されたとき。
- ⑤ 第10条による退会。

(退会)

第10条 会員で退会しようとする者は、別に定める退会届けを代表理事に届け出て退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、理事会の決定において除名し、総会の承認を得るものとする。

- ① 会員がセンターの名誉を著しく傷つけたとき、センターの目的に反する行為をしたとき、または会員としてふさわしくないと判断されたとき。
- ② センターの定款等に違反したとき。

(抛出金品等の不返還)

第12条 既納の会費、その他の抛出金品はこれを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 センターに次の役員を置く。

- ① 理事 5名以上20名以内
- ② 監事 2名
- 2 理事のうち、1名を代表理事、3名以内を副代表理事とする。
- 3 必要に応じて理事の中から専務理事、常務理事を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、正会員（団体にあつては、その代表者またはその委任を受けた者）の中から総会の議決により選任する。

- 2 前条第2項および第3項で規定された理事は、理事会において互選する。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事またはセンター職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、センターを代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、理事会の決定にもとづき、センターの業務を処理し、代表理事に事故あるとき、または欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 3 専務理事は代表理事及び副代表理事を補佐し、センターの業務を処理する。
- 4 常務理事は専務理事を補佐し、センターの業務を処理する。
- 5 事務局長は事務局の業務を統括する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の決議に基づき、センターの業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - ① 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - ② センターの財産の状況を監査すること。
 - ③ 前2号の規定による監査の結果、センターの業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - ④ 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - ⑤ 理事の業務執行の状況又はセンターの財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- ① 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- ② 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第 20 条 センターに、事務局長その他の事務を担当する職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事会決議を経て代表理事が任免する。ただし、必要に応じ、事務局長については理事のうちからその互選により選任することができるものとする。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 センターの総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、次の事項について議決する。

- ① 定款の変更
- ② 解散
- ③ 合併
- ④ 事業報告及び収支決算
- ⑤ 役員を選任、解任及び報酬
- ⑥ 入会金及び会費の額
- ⑦ 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

⑧ その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回、事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

① 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

② 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

③ 第 15 条第 7 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、代表理事または代表理事の指名による。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。また、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に参加し、表決することもできる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない

- い。
- ① 日時及び場所
 - ② 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - ③ 審議事項
 - ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
 - ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

（構成）

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

- ① 総会に付議すべき事項
- ② 総会の議決した事項の執行に関する事項
- ③ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- ④ 事業計画及び収支予算並びにその変更

（開催）

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- ① 代表理事が必要と認めたとき。
- ② 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- ③ 第15条第7項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

（招集）

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも理事会の5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

（議決）

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。また、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することもできる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時及び場所
 - ② 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - ③ 審議事項
 - ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
 - ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 センターの資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- ① 設立当初の財産目録に記載された資産
- ② 入会金及び会費
- ③ 寄付金品
- ④ 財産から生じる収入
- ⑤ 事業に伴う収入
- ⑥ その他の収入

(資産の区分)

第 40 条 センターの資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 41 条 センターの資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 センターの会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 センターの会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 センターの事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 センターの事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 センターの事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 センターが定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 52 条 センターは、次に掲げる事由により解散する。

- ① 総会の決議
- ② 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- ③ 正会員の欠亡
- ④ 合併
- ⑤ 破産
- ⑥ 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりセンターが解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 センターが解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、石巻市に譲渡するものとする。

(合併)

第 54 条 センターが合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 センターの公告は、この法人のホームページに掲載するとともに、内閣府ホームページにある NPO 法人ポータルサイトに掲示して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、センターの法人成立の日から施行する。

2 センターの設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	木伏 良明
副代表理事	大森信治郎
	佐々木万亀夫
	後藤 宗徳
理事	男澤 清勝
	齋藤美和子
	及川 子
	鶴岡 昭雄
	渥美 秀明
	太田 忠雄
	木村 均
	青木 八州
	岡部 栄穂
	木村 正樹 (事務局長)
	木村美保子
	甲谷 泰成
	中川 尚仙
	山田 たき
監事	佐藤 正己
	佐々木幸子

3 センターの設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2002 年 3 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から 2002 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

①年会費	正会員 (個人)	1 口	8,000 円
	正会員 (NPO)	1 口	8,000 円

正会員（行政） 1口 10,000円
正会員（企業） 1口 10,000円
賛助会員 1口 4,000円
但し、1口以上何口でも可とする。

②入会金は当面徴収しない。

附 則

この定款は、宮城県知事の認証のあった日から施行する。

令和3年8月3日

附 則

この定款は、宮城県知事の認証のあった日から施行する。

令和 年 月 日